

年金科目で 点を取る (厚年編)

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

国民年金法と厚生年金保険法(年金法)は苦手な受験生が多い科目ですが、これを克服すれば、得点源にすることができます。年金法の学習には解き方を身につけるのが近道です。五肢択一式の演習問題から解き方を解説していきます。図表も随所に取り入れて、分かりやすく解説します。今月の科目は厚生年金保険法です。

■ テーマ1：届出

【問題】 厚生年金保険法の届出に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、本問における事業主から船舶所有者は除くものとする。

- A 適用事業の事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者が死亡した場合については、被保険者資格喪失届を提出することを要しない。
- B 厚生年金保険法10条に規定する任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができるが、その際、当該任意単独被保険者を使用する適用事業所以外の事業主は、原則として、被保険者資格喪失届を提出しなければならない。
- C 適用事業の事業主は、70歳未満の被保険者(第4種被保険者等を除く)からその氏名を変更したことの申出を受けたときは、その申出を受けた日から5日以内に、年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、被保険者氏名変更届を機構に提出しなければならない。
- D 第1号厚生年金被保険者期間に係る老齢厚生年金の受給権者(住民基本台帳法30条の9の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者)が死亡した場合、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が受給権者の死亡の日から7日以内に当該受給権者に係る同法の規定による死亡の届出をした場合、厚生労働大臣に対する厚生年金保険法98条4項本文の届出は要しない。
- E 厚生年金保険法42条の規定による老齢厚生年金の受給権者が、その権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、当該事実のあった日から10日以内に、所定事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

解答：D

A × 法27条、則22条1項

適用事業の事業主は、被保険者が資格喪失した場合については、原則として、被保険者資格喪失届を提出しなければならないが、それは資格喪失の事由が、「被保険者の死亡」である場合も「変わらない」。なお、この場合、資格喪失日（死亡日の翌日）から5日以内に、資格喪失届又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによって行う。

B × 法10条1項・11条、則22条1項

任意単独被保険者の資格喪失については、「任意単独被保険者本人」が、事業主にその旨を申し出た上、任意単独被保険者資格喪失申請書を機構に提出すればよい（則5条）ため、事業主が被保険者資格喪失届を「提出する必要はない」。

C × 法27条、則6条・21条

適用事業の事業主は、被保険者（高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者等を除く）からその氏名を変更したことの申出を受けたときは、「速やかに」、年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、被保険者氏名変更届を機構に提出しなければならない。

D ○ 法98条4項、則41条5項・6項

設問のとおり。なお、厚生労働大臣に対する法98条4項本文の届出とは、受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、10日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないという規定であるが、設問の記述はその例外（法98条4項ただし書き）である。

E × 法44条1項・98条3項

老齢厚生年金の加給年金額の加算は、その受給権者がその権利を「取得した当時」その者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者又は子があるときに加算され得る。したがって、老齢厚生年金の受給権者が、その権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至った場合であっても、設問のような届書の提出は「要さない」。なお、老齢厚生年金の受給権者は、当該老齢厚生年金が法44条1項の規定により加給年金額が計算されることとなったときは、「速やかに」、所定事項を記載した届書を機構に提出しなければならない（則31条の2第1項）。